

栃木県業務量管理・健康確保措置実施計画（仮称）の策定について

令和7(2025)年11月14日 栃木県教育委員会

1 策定の趣旨

- 本県においては、平成30年度に「栃木県公立学校業務改善推進委員会」を設置し「学校における働き方改革推進プラン（第1期）」、同第2期プラン（以下「現行プラン」という。）を作成し、学校における働き方改革に向けた取組を推進してきた。
- 国においては、令和6年度の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえ、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の改正が行われ、教育委員会に対し「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表、総合教育会議への報告等を義務づけた。
- 本県では、「教職員が、心身ともに健康で、いきいきとやりがいをもちながら、本来的な業務に着実に取り組むことができる環境を整備することにより、本県における教育の質の更なる向上を図る」ため、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの現行プラン（第2期）を定めているが、給特法改正に伴い改定された指針（以下「国指針」という。）に合わせることで、より現在の課題に即した内容にするために、現行プランの終期を待たずに全面改定し、新たに「栃木県業務量管理・健康確保措置実施計画（仮称）」（以下「新計画」という。）を策定することとする。

<給特法の一部改正法（令和8年4月1日施行）>

第8条 教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画を定めるものとする。

2 新計画の対象期間

- 本県の現行プランは、「着実に推進していくためには、教職員の意識改革とともに、継続的・組織的な業務改善等が必要であること」から令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間としている。
- 次の観点から新計画は、現行プランの終期を待たずアップデートすることとし、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とする方向で策定することとする。
 - ・ 給特法改正及び国指針改定の趣旨・内容を踏まえ、早急に県施策に反映させること。
 - ・ 後述する現行プランの目標達成状況に鑑み、現行プランの取組において不十分である部分を早急に見直す必要があること。
 - ・ 栃木県次期プランや次期栃木県教育振興基本計画（いずれも令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間）とも整合しながら学校における働き方改革を推進していく必要があること。

3 国指針の規定と現行プランの記載事項

(1) 国指針の規定

国指針に基づく新計画への記載事項は、下記の①が必須記載事項、②、③及び国指針第3節関係が地域の実情に応じた任意記載事項とされている。

【国指針第2節関係】

- ① 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **【必須記載事項】**
目標に設定する時間外在校等時間の指標を例示すると、おおむね次のとおりであり、当該指標を用いる場合にあっては、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があること。
- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合100パーセントとすることを目指すこと。
 - ・ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 平均で30時間程度とすることを目指すこと。
 - ・ 教育職員の1年間時間外在校等時間360時間以下とすることを目指すこと。

<政府目標>

- 1 令和11(2029)年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30 時間程度に削減する。
- 2 1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならない。

※ 政府目標1の根拠：文部科学省が令和4年度に実施した調査の結果を基に、1箇月時間外在校等時間が45時間となる水準を超えていた者が全て45時間相当になったときを想定して試算した場合、教育職員1人当たりの1箇月時間外在校等時間の平均が30時間程度となることを踏まえたもの。

- ② 業務量管理・健康確保措置の内容・・ **【任意記載事項】**
実施計画には、服務監督教育委員会が講ずる業務量管理・健康確保措置のうち、次節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な内容を記載するものとする。
- ③ その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **【任意記載事項】**

【国指針第3節関係】

- ・ 「学校と教師の業務の3分類」に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **【任意記載事項】**
 - ▶ 学校以外が担うべき業務 ▶ 教師以外が積極的に参画すべき業務 ▶ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
- ・ 学校業務の適正化等に関すること・・ **【任意記載事項】**
 - ▶ 授業時数の平準化、学校行事の精選 ▶ 放課後の児童生徒の活動時間（補習、部活動を含む）の、勤務時間内での設定
 - ▶ デジタル技術を活用した校務の効率化 ▶ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備（留守番電話の設置等）
- ・ 勤務間インターバルの確保や早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備 等・・・・・・・・ **【任意記載事項】**

(2) 現行プランの記載事項

現行プランは、旧国指針や本県の実情等を参考に次のとおり設定している。

新たに示された国指針で求められる必須記載事項（目標値）については、現行プランの記載事項で既に要件を満たしている（下記、赤字部分）。

現行プラン（第2期）

I プラン策定の趣旨	※基本的事項
II プランの目的	※基本的事項
III プランの位置付け	※基本的事項
IV 本県教員の勤務の状況（成果と課題）	① 第1期プラン(令和元～3年度)の目標達成状況（県立学校） ② 主な取組・成果と課題
V 取組の方向性	(1) 勤務時間の適正化 (2) 意識改革 (3) 業務改善 (4) 部活動指導の負担軽減 (5) 学校運営体制の充実
VI プランの期間	令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間
VII プランの目標	1 教員の時間外在校等時間を <u>1か月で45時間以内、1年間で360時間以内</u> とする。 → 令和8(2026)年度までに100%が目標 2 業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合を増やす。
VIII 働き方改革推進のための取組	1 県教育委員会における取組 2 各学校における取組

4 現行プランの目標達成状況、位置付け及び国の方向性

(1) 現行プランの目標達成状況

○ 学校における働き方改革実態調査【全校種】（過去7年） ※R2は新型コロナウイルス感染症のため未実施

		R1	R3	R4	R5	R6	R7 (速報値)	「第2期プラン」目標値
時間外在校等時間が1か月45時間以下だった教員の割合（％）	全教職員	49.0	48.3	48.4	51.4	53.4	横ばい 53.6	100％ (R8までの目標)
	教諭等	43.9	44.3	44.3	47.2	49.1	49.4	
教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加したと思うと回答した教諭等の割合（％）	全教職員	24.3	31.8	29.0	29.3	44.2	減少 43.6	割合を増やす
	教諭等	21.9	29.1	27.2	27.5	42.3	40.8	
時間外在校等時間が1か月80時間を超える教員の割合（％）	全教職員	14.5	12.7	11.7	9.4	8.6	増加 11.5	0％ (R6までの中間目標)
	教諭等	16.6	14.3	12.7	10.4	9.6	12.9	

⇒ 実態調査結果（速報値）では、現行プランに関連する指標が改善することはなく、横ばいあるいは悪化であった。

(2) 現行プランの位置付け

○ 現行プランは、「県教育委員会及び県立学校における働き方改革の推進に向けた取組の方向性及び方策を示すものであるが、市町教育委員会に対しても、このプランを参考とした取組を促し、学校における働き方改革を全県的に推進していく」という位置付け。

(3) 国の方向性

- 令和8(2026)年4月1日より、都道府県教育委員会だけでなく市町村教育委員会も本計画を策定する。（給特法第8条第1項）
- 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会が策定した計画の取組等に対し積極的に指導助言を行う。（給特法第8条第5項、国指針留意事項）
- 計画に定める具体的な内容及び実施方法については、指針の内容に即して、地域の実情に応じて決める。（国指針留意事項）

⇒ 服務監督教育委員会は、地域の実情（学校規模や校種毎の状況等）に応じた実効性の高い計画を策定する。

5 新計画の方向性

上記を踏まえ、県が策定する新計画は現行プランの位置付けを踏襲しながら、実態調査の分析結果や実情を反映させ、服務監督の対象である県立学校に対して、より実効性の高い計画にすることとする。

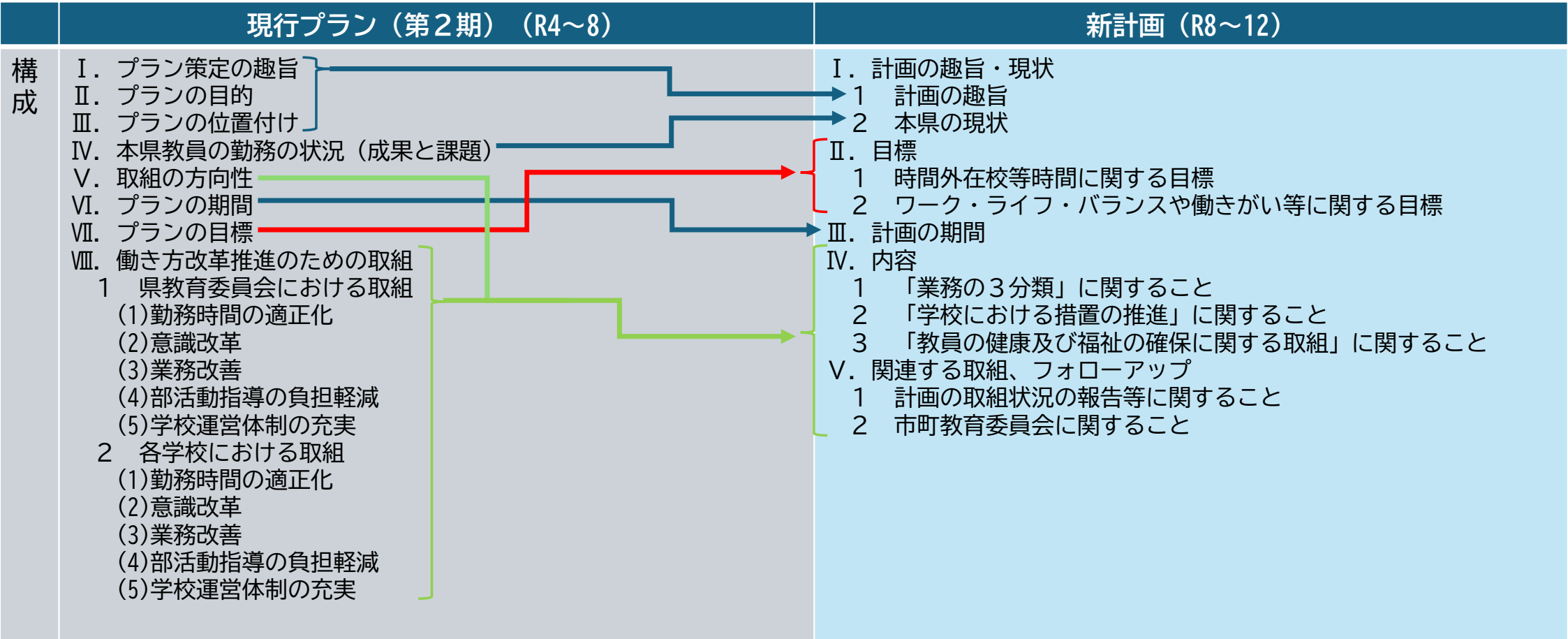
⇒ 県教育委員会及び県立学校により特化した計画を策定する。

なお、市町立学校については、服務監督者である市町教育委員会が策定する計画に基づき取組が進められるが、県教育委員会としても法の規定に基づき、積極的に指導助言を行っていく。

6 新計画の骨子（案）

(1) 新計画の構成について

- 文部科学省が示した参考例（ひな型）に合わせた構成に見直すこととする。
- ※ 市町教育委員会は、県の新計画や国の参考例（ひな型）を参照し計画を策定することが考えられるため。



(2) 新計画の記載事項について

○ 新計画の記載事項は、国指針で示されたものの内、本県の実情に応じて優先的・重点的に取り組むべき内容を記載していくこととしたい。

新計画（R8～12）記載事項（案）	記載又は変更していく主な内容（案）
I. 計画の趣旨・現状	- 計画の趣旨の記載内容の時点を修正していく。 - 本県の現状により具体的な要因分析を明記していく。
1 計画の趣旨 2 本県の現状	
II. 目標	【前提：県教育委員会及び県立学校の目標とする。】 1 教員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。（対象：個人） ⇒ <u>現行プランの目標を継続。</u> 2 時間外在校等時間が1か月で80時間を超える教員の割合を令和〇年度までに0%とする。（対象：個人） ⇒ <u>政府目標において「1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならない。」と明記されたため。</u> 3 仕事と仕事以外の生活のバランスに満足している教員の割合。 ⇒ <u>次期栃木県教育振興基本計画の推進指標と同様。</u>
1 時間外在校等時間に関する目標 2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
III. 計画の期間	計画の期間は、「<u>令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間</u>」としていく。
IV. 内容	「業務の3分類」の内、県教育委員会及び県立学校が優先的・重点的に取り組む業務等について明記していく。 「教員の健康及び福祉の確保に関する取組」として、労働安全衛生管理（産業医面談や勤務間インターバル等）に関する取組について明記していく。
1 「業務の3分類」に関すること 2 「学校における措置の推進」に関すること 3 「教員の健康及び福祉の確保に関する取組」に関すること	
V. 関連する取組、フォローアップ	- 総合教育会議への報告等について明記していく。 市町教育委員会策定計画の円滑かつ確実な実施に関する積極的な指導助言について明記していく。
1 計画の取組状況の報告等に関すること 2 市町教育委員会に関すること	

7 新計画の策定スケジュール

